

附 錄

教 育 基 本 法

われらは、さきに、日本國憲法を確定し、民主的で文化的な國家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の實現は、根本において教育の力によつべきものである。

われらは、個人の尊嚴を重んじ、眞理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本國憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一條(教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な國家及び社會の形成者として、眞理と正義を愛し、個人の價值をたつとび、勤勞と責任を重んじ、自主的精神性に充ちた心身ともに健康な國民の育成を期して行われなければならぬ。

第二條(教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機會に、あらゆる場所において實現されなければならない。この目的を達成するためには、學問の自由を尊重し、實際生活に即

し、自發的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と發展に貢献するように努めなければならない。

第三條(教育の機會均等) すべて國民は、ひとしく、その能力に應する教育を受ける機會を與えられなければならない。國及び地方公共團體は、能力があるにもかかわらず、經濟的理由によつて修學困難な者に對して、獎學の方法を講位又は門地によつて、教育上差別されない。

國及び地方公共團體は、能力があるにもかかわらず、經濟的理由によつて修學困難な者に對して、獎學の方法を講じなければならない。

第四條(義務教育) 國民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

國又は地方公共團體の設置する學校における義務教育について、授業料は、これを徵收しない。

第五條(男女共學) 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共學は、認められなければならない。

第六條(學校教育) 法律に定める學校は、公の性質をもつものであつて、國又は地方公共團體の外、法律に定める法人

のみが、これを設置することができる。

法律に定める學校の教員は、全體の奉仕者であつて、自己の使命を自覺し、その職責の遂行に努めなければならぬ。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第七條(社會教育) 家庭教育及び勤労の場所その他社會において行われる教育は、國及び地方公共團體によつて奨励されなければならない。

國及び地方公共團體は、圖書館、博物館、公民館等の施設の設置、學校の施設の利用その他適當な方法によつて教育の目的の實現に努めなければならない。
第八條(政治教育) 良識ある公民たるに必要な政治的教育は、教育上これを尊重しなければならない。
法律に定める學校は、特定の政黨を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第九條(宗教教育) 宗教に關する寛容の態度及び宗教の社會生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。
國及び地方公共團體が設置する學校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第十條(教育行政) 教育は、不當な支配に服することなく、國民全體に對し直接に責任を負つて行われるべきものである。
國及び地方公共團體が設置する學校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第十一條(補則) この法律に掲げる諸條項を實施するために必要な諸條件の整備確立を目標として行われなければならない。
教育行政は、この自覺のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸條件の整備確立を目標として行われなければならない。

學 校 教 育 法

(抜粋)

第一章 總 則

のみが、これを設置することができます。

第一條 この法律で、學校とは、小學校、中學校、高等學校、大學、盲學校、聾學校、養護學校及び幼稚園とする。
第二條 學校は、國、地方公共團體及び別に法律で定める法

この法律で、國立學校とは、國の設置する學校を、公立學校とは、地方公共團體の設置する學校を、私立學校とは、別に法律で定める法人の設置する學校をいう。
第三條 學校を設置しようとする者は、學校の種類に應じ、